

外国人児童生徒のための「家庭環境票」活用の手引き

はじめに

近年、日本に在留する外国人の増加に伴い、学校に在籍する外国人児童生徒は年々増加しています。そして今後、外国人の受入れの拡大に伴い、さらに増加することが見込まれています。

文部科学省の外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議が令和2年3月にとりまとめた「外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）」における基本的な考え方の中で、「外国人の子供たちが日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるようにすることは、国際人権規約に基づく確固とした権利であり、『誰一人取り残さない』という発想に立ち、社会全体としてその環境を提供できるようにしなければならない。」と明記されています。また、「外国人児童生徒等が、複数の言語や文化、価値観の下に生まれ育った経験を活かし、グローバルな視点を持って社会で活躍するような人材となり得ることを重視し、支援を受けるだけでなく、彼らの強みを活かす指導についても取り組むことが期待される。」と明記されています。

対象

外国人児童生徒とは、どんな子どもなの？



外国人児童生徒とは、下記のような「外国につながる児童生徒」のことを指します。

- 外国籍の児童生徒（日本生まれ・日本育ちを含む）
- 日本国籍であるが、両親のいずれかが外国籍である児童生徒

目的

何のために作成するの？



外国人児童生徒の現状と背景は多様です。言語や文化、日本にきた理由・時期や将来設計、家庭の環境等の多様な背景を理解して初めて、それぞれの児童生徒に適切な支援を行うことができます。

来日する外国籍の児童生徒が直面する課題としては、学校への適応や居場所の確保、「学習するための言語能力」の獲得、学力の向上、かけがえのない自分をつくりあげていくこと等があげられます。

また、日本で生まれ育った外国籍の児童生徒や日本国籍であるが外国にルーツのある児童生徒は、日本語指導が不要で学校生活に適応していると、一見して特別の支援や配慮を必要としないように見えるかもしれませんが、しかし、下記のような表面化しにくい負担や困りごとを抱えていることもあります。

○就職活動の際に、外国籍の場合、在留資格が就労制限の有無に関わる。

○保護者の日本語理解の状況によっては、学校からの情報が保護者に理解されていなかったり、保護者の外出時に児童生徒が通訳として付き添わないといけなかったりする。

そして、日本語や日本の文化と、母語、母文化との間に様々な葛藤が生じることもあることから、母語や母文化、母国に対して誇りをもって生きられるような配慮も大切です。

以上のことをふまえ、進学や転出等により、通学する学校が変わっても、適切な理解のもと必要な教育的支援を受けることができる環境を確保するため、必要に応じて、「一人一人に対する理解・支援と切れ目のない支援体制づくりのためのツール」として活用してください。

関わり支援してきた子どもが、進学先でも理解され、適切な支援を受けて成長してほしい。

<在籍校の立場>



<本人・保護者の立場>

支援のために必要なことを理解してほしい。

家庭環境票



<進学先の立場>

大切な情報は把握・共有して、より良い支援につなげたい。

聞き取り・記入に係る留意点

外国人児童生徒等の現状と背景は多様であり、支援や配慮が必要なことは一人一人違います。本票（Word）を見本として捉え、必要に応じて加除修正して活用してください。しかたがって、項目すべてを聞き取らないといけないものではありません。

以下の①～⑥の番号は、記載例の番号と対応しています。

①本名・名前・学校での呼び方

- ・名前は、在留カードやパスポート等に記載されているとおりに書くことが望ましいです。ただし、日本と違い「氏」がない名前や、大変長い名前もあるので、学校の事情（名簿や名札、ゴム印の名入れスペース等）も伝え、最もよい方法を本人・保護者と確認しましょう。
- ・名前は個人のアイデンティティの根源なので、呼び方等も確認しましょう。本名の表記と発音について確認した上で、学校生活における表記や呼称（本名又は通称名等）について本人・保護者と確認しましょう。
- ・名前は母国での発音に近い表記や呼称が望ましいのですが、その発音が日本語として聞こえたときにどうかといったところに配慮が必要な場合もあります。

②性別

- ・性別欄について、性自認の多様なあり方に対応するため、[男・女]の選択ではなく記載は任意にしています。「何のために性別情報が必要なのか」という点を明示し、回答するかどうかも含め、本人の意思を確認しましょう。また、本人が答えた内容については、情報共有の範囲を確認し、アウティング（他人が、本人が公にしているプライベートなことについて他人に暴露すること）につながらないように配慮しましょう。

③国籍

- ・同じ国でも、地域や民族によって文化や習慣・価値観、教育内容等が異なる場合があります。
- ・家族全員の国籍が異なる等、本人や家族の国籍やルーツ等が多様な場合があります。
- ・多重国籍の場合、ルーツのある国の文化や言語を自分のアイデンティティとして誇りに思う児童生徒もいれば、悩んだり苦しんだりする児童生徒もいます。

④来日（帰国）年月日

- ・鳥取県立高等学校入学者選抜においては、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等（帰国又は来日後の期間が原則3年以内）について、個々の生徒の事情に応じた配慮が行われます。また、配慮を行った学力検査や面接等の結果から、志願者の関心・意欲とともに、その高等学校での成業の見込みがあるかどうかを考慮し、他の志願者とは異なる基準で選抜できることとしています。

⑤在留資格

- ・在留資格は「就労の制限の有無」で大きく2種類に分かれているため、将来日本での就職を希望している児童生徒への説明が必要になります。説明の際は、本資料の「【参考】外国人の就労について」を参考にしてください。

⑥言語

- ・一番初めに覚え、最もよく理解できる言語（母語）は何か、他にどんな言語が話せるか、家族と話すときの言語は何か等を確認しましょう。また、同じ国でも、地域や民族によって言語が異なる場合があります。
- ・授業等の中でその母語の要素を取り入れたり、家庭内において母語を積極的に使用すること等を保護者に説明したりして、母語の習得を意図的に促進させましょう。児童生徒が母語を使えない状況にあると、思考力の基礎が十分に育たなかったり、母語も日本語も年齢相応に使いこなせない状態になったりする可能性があります。その場合、日常会話には不自由がなくても、学習になるとついていけないという状況に陥り、自尊心や学習意欲の低下、不登校、親子のコミュニケーション方法の喪失等、児童生徒の将来に大きな影響を及ぼしかねません。

作成方法

いつ・誰が・どうやって作成するといいの？



下記の例が考えられます。

《受入れのための面談において》

小・中・義務教育学校への入学や転・編入学時の面談の際に、本人・保護者に対して作成の目的等を説明し、本票の作成について了解を得た上で、教職員が本人・保護者との対話を大切にしながら記入する。

※通訳者が必要かどうか事前に確認しておきましょう。

※保護者から直接話を聞くことができる貴重な機会です。普段、連絡が取りづらい保護者もいます。後で確認しようと思っても、なかなか連絡がつかないこともあるので、できる限り聞いておきましょう。

※本人と保護者にとって、「これから通う学校が、より良い支援のために必要なことを聞いてくれた」という安心感を得る機会となるよう留意しましょう。

《在学中に外国人児童生徒であると把握した際に》

本人や保護者が教職員に伝えてくれることにより把握することが考えられます。その場合は機会をとらえて、本人・保護者に対して作成の目的等を説明し、本票の作成について了解を得た上で、教職員が本人・保護者との対話を大切にしながら記入する。



活用方法

作成した後は具体的にどのように活用できるの？



○本票の内容を関係の教職員、あるいは全教職員で共通理解することにより、その児童生徒の実態に即した適切な支援を組織的・計画的に行うことにつながることができます。

○「特別の教育課程」を編成し、日本語指導を実施するかどうかについて検討する際に、日本語能力の測定・評価に加えて、本票の内容をもとに検討することができます。また、日本語指導を実施する場合は、個別の指導計画を作成する際の基礎資料として活用できます。

○ある程度、本人が学校生活に慣れ、教職員の共通理解が図れてきたとしても、教職員の異動等によって新しい出会いをする教職員が理解するためのツールとして継続して使用することができます。

※聞き取った情報の変更等を把握した際には本票を加除修正し、更新していきます。

引継ぎの方法

進学(転出)先の学校への引継ぎはどう行うといいの？



○下記の方法で引継ぎを行うことが考えられます。なお、本票には個人情報が含まれているので、本人・保護者に対して引継ぎを行う目的等について説明し、了解を得ることが必要です。

《小学校から中学校へ》

中学校入学に際して中学校区単位で行われる小中連絡会(引継ぎの会)や、個別の移行支援会議で、本票の引継ぎを行うとともに、内容について説明する方法が考えられます。

《中学校・義務教育学校から高等学校へ》

中学校・義務教育学校の校長が進学先の校長に対して連絡をとり、引継ぎの方法について相談することが考えられます。

【参考】外国人の就労*について

<就労制限>

「留学」及び「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人の方がアルバイト等の就労活動を行う場合には、地方出入国在留管理局で資格外活動の許可を受けることが必要です。

資格外活動の許可を得れば、「留学」の在留資格をもって在留する外国人の方については原則として1週28時間まで就労することが可能となります。[一部省略]

また、資格外活動の許可を得れば「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人の方についても、原則として1週28時間まで就労することが可能となります。

(出典)厚生労働省「外国人の方を雇い入れる際には、就労が認められるかどうかを確認してください。」

在留資格は「就労の制限の有無」で大きく2種類に分かれています。就労活動に制限がないのは「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の4つの在留資格です。この4つ以外の在留資格は「在留資格で許可された範囲に限り可能」または「就労不可」です。

出入国在留管理庁においては、父母等に同伴して日本に在留している外国人の方（「家族滞在」）が、高校等卒業後に日本で就労する場合、「定住者」又は「特定活動」への在留資格の変更を認めています。（下表参照）

ただし、在留資格の変更は条件が整えば必ず許可されるわけではなく、それぞれ個別に審査されることになります。

本人・保護者に十分な説明と情報提供を行い、在留資格によって児童生徒が自分の希望進路をあきらめることがないように適切な指導を行ってください。

- ◆ 高校卒業後、大学・専門学校等へ進学してから就労を希望する場合は、専門的な知識や技術が必要となる就労先を見つけることで、在留資格を「技術・人文知識・国際業務」等の就労系資格に変更して働くことができます。
 - ・ 「家族滞在」では、日本学生支援機構の奨学金が受けられません。「定住者」等への変更が必要です。
 - ・ 外国人留学生向け奨学金の支給を受ける場合や留学生枠で進学する場合は、在留資格を「留学」に変更する必要があります。
- ◆ 高校卒業後、就労を希望する場合は、一定の要件（下表参照）を満たせば、在留資格を「家族滞在」から、「定住者」または「特定活動」へ変更して働くことができます。その他、高校卒業後、大学等に進学を考えているものの、費用が賄えないため、一定期間就労して学費を稼ごうとしている場合は、「特定活動」への変更が認められれば働くことができます。

<「定住者」又は「特定活動」への在留資格の変更のための主な要件>

定住者	特定活動
日本の義務教育（小学校及び中学校）を修了していること ※中学校には夜間中学を含みます。	—
日本の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※高等学校には定時制課程及び通信制課程を含みます。	日本の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※ただし、高等学校等に編入している場合は、卒業に加えて、日本語能力試験N2程度の日本語能力を有していることが必要です。
—	扶養者が身元保証人として在留していること
入国後、引き続き「家族滞在」の在留資格をもって日本に在留していること ※「家族滞在」以外の在留資格の方でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある方も対象になります。	
入国時に18歳未満であること	
就労先が決定（内定）していること ※当該就労先において、資格外活動許可の範囲（1週につき28時間）を超えて就労すること	
住居地の届出等、公的義務を履行していること	

（出典）出入国在留管理庁

「『家族滞在』の在留資格をもって在留し、本邦で高等学校卒業後に本邦での就労を希望する方へ」

学校における帰国・外国人児童生徒等への支援については、『令和2年度 鳥取県学校教育のめざすもの』に掲載しています。

◆p.231「14 帰国・外国人児童生徒等への支援」

<資料はこちら>

鳥取県教育委員会小中学校課 HP



日本の学校生活については、「学校生活ガイドブック（小・中学校編）」を活用してください。

※高等学校・特別支援学校でも活用できます。

◆10言語対応

<資料はこちら>

鳥取県教育委員会人権教育課HP

